

令和6年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年9月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税 務 課 長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建 設 課 長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治
代表監査委員	稲富健朗		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一
課 長 補 佐 川 崎 常 弘
議 事 係 書 記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
1番 吉 岡 正 博 2番 岸 川 信 義

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第52号 令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約について
日程第5 報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第6 報告第9号 只江川スポーツパークに関する報告について
日程第7 報告第10号 令和5年度白石町一般会計継続費の精算報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和6年第5回白石町議会9月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

今定例会も省エネルギー対策推進のため、エコスタイルの実施を申し合わせていますので、皆様の御理解をお願いいたします。

暑い方は上着をお取りください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の決算報告があります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡正博議員、岸川信義議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月27日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり9月6日から20日までの15日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月20日までの15日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。決算の認定4件、条例9件、契約1件、訴えの提起1件、補正予算4件、以上19件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和6年第5回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきます。

その前に、先月29日から30日にかけて接近いたしました台風10号に関しましての報告をさせていただきます。

全国的に台風10号による被害の報告があっており、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、水路の事前排水による対応もあり、冠水被害はございませんでしたが、強風によりビニールハウスに被害があったと報告を受けているところでございます。また、米などの農作物につきましても、強風の影響で、今後の生育について注視していかなければならないと思っているところでもございます。

次に、避難者の状況でございますが、8月29日の朝8時30分から、町内3箇所に避難所を開設いたしました。翌日30日の朝8時25分の閉鎖に至るまで、153世帯217名の方が避難をされております。

今後も、町民の生命、財産を守るため、適切な災害対策や迅速な災害対応など確実に実行してまいりたいと思っているところでございます。

それでは、本日提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

す。

まず、議案第39号から議案第42号までの4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計の令和5年度決算の認定に関する議案でございます。

中でも、一般会計歳入歳出決算では、歳入歳出差し引き額は7億6,917万2,413円で、同額を翌年度に繰り越しております。

また、実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が先ほど申し上げました額で、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額が634万9,320円、繰越明許費繰越額が8,200万5,288円となり、これを差し引いた実質収支額は6億8,081万7,805円の決算額となっております。

詳しくは、あともって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が9件ございます。

議案第43号「白石町職員の公益的法人等への派遣に関する条例について」は、今後設立予定の法人組織へ町職員を派遣できるよう、当該条例を制定するものでございます。

議案第44号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第45号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の2件につきましては、白石町特別職の報酬等について白石町特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を基に特別職の給与等について改定をお願いするものでございます。

議案第46号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴いまして、条例の改正を行うものでございます。

議案第47号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、国の示す運営費の考え方と保護者が負担する割合に本町では大きな開きがあり、今後も人件費の高騰等により運営費が増加する中で、適正な利用者負担の観点及び健全な事業運営を進めるために負担金の改定をお願いするものでございます。

議案第48号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、物価上昇に伴う収集運搬及び処理経費の増加を踏まえ、4種類のごみ袋等について、手数料金の改定をお願いするものでございます。

また、し尿くみ取りにつきましても、人口減少によるくみ取り量の減少及び物価上昇に伴う収集運搬経費の増加を踏まえまして、手数料金等の改定をお願いするものでございます。

議案第49号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」及び議案第50号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」、以上の2件につきましては、施設の経年劣化、物価上昇に伴う施設の維持管理費の増加及び人口減少等を踏まえ、下水道事業の健全かつ安定した経営を将来にわたり継続していくために使用料の改定をお願いするものでございます。

議案第51号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、白石町立

小学校再編計画に基づき、白石小学校、六角小学校、須古小学校及び北明小学校を再編し、令和12年4月1日に新設小学校を設置するために、条例の改正を行うものでございます。

次に、契約案件が1件ございます。

議案第52号「令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約について」は、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、訴えの提起に関する案件が1件ございます。

議案第53号「訴えの提起について」は、町営住宅の明渡し等の請求に関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第54号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に4億1,453万円を追加し、補正後の予算総額を170億6,184万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第55号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第56号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第57号「令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれに十分に御審議賜りますようお願いをいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○久原美穂会計管理者

令和5年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書といたします。

まず、令和5年度白石町一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

歳入のうち主な項目について説明いたします。

1 款町税の収入済額は24億5,998万5,471円で、前年度より2億1,226万2,874円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額は696万5,742円で、収入未済額は3,976万5,364円となっております。

2 ページをお願いします。

9 款自動車取得税交付金は令和 4 年度から交付されているもので、収入済額85万5,751円で、前年度より59万215円の増額となっております。

12 款地方交付税は、収入済額54億2,730万8,000円となっており、歳入全体の27.2%を占めております。

3 ページをお願いします。

17 款県支出金は、収入済額26億4,141万1,151円で、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金など、農業振興費県補助金の増収などにより、前年度より6億9,211万4,929円の増額となっております。

19 款寄附金は、収入済額14億2,851万9,149円となっております。そのうち、ふるさと寄附金は14億2,306万2,000円で、前年度より1億3,260万8,383円の増額となっております。

20 款繰入金は、収入済額14億2,957万9,560円となっており、財政調整積立基金繰入金などの増収で、前年度より4億2,781万2,122円の増額となっております。

22 款諸収入は、収入済額3億7,121万7,246円となっております。なお収入未済額958万8,724円のうち、学校給食費が399万2,724円、過年度分特定空家代執行費用納付金が559万6,000円となっております。

4 ページをお願いします。

23 款町債は、収入済額25億960万円で、合併特例債などの増収で前年度より8億5,340万円の増額となっております。

歳入合計で、収入済額199億6,381万4,716円の決算となっております。

続きまして、一般会計歳出の主な項目について説明いたします。

5 ページをお願いします。

3 款民生費は、支出済額41億2,621万7,221円で、保育所等施設整備費補助金及び物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業費などの支出増により、前年度より3億5,713万605円の増額となっております。

4 款衛生費は、支出済額15億8,253万2,520円で、杵東衛生処理場組合負担金の支出減などにより、前年度より2億6,543万5,763円の減額となっております。

6 款農林水産業費は、支出済額27億3,039万6,531円で、農業振興費における補助金の支出増などにより、前年度より6億5,247万1,396円の増額となっております。

6 ページをお願いします。

8 款土木費は、支出済額7億8,347万7,751円で、通学路整備事業工事費などの支出増により、前年度より1億4,629万2,964円の増額となっております。

10 款教育費は、支出済額35億3,063万2,442円で、新設中学校整備工事費及び新学校給食センター整備工事費などの支出増により、前年度より12億9,730万7,106円の大幅な増額となっております。

7 ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額191億9,464万2,303円となっております。歳入歳出差し引き額は7億6,917万2,413円で、同額を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、169ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が7億

6,917万2,413円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額634万9,320円、繰越明許費繰越額が8,200万5,288円となり、これを差し引いた実質収支額は、6億8,081万7,805円の決算額となっております。

続きまして、令和5年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款国民健康保険税は、収入済額9億1,671万5,793円で、歳入全体の22.5%となっております。前年度より1億2,565万7,281円の増額となっており、不納欠損額が453万1,290円、収入未済額が5,908万8,008円の決算となっております。

5 款県支出金は、収入済額27億253万2,000円で、歳入全体の66.3%を占めております。

2 ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額40億7,804万4,499円となっており、前年度より8,620万6,990円の増額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

3 ページをお願いします。

2 款保険給付費は、支出済額25億7,511万2,119円で、歳出全体の71.0%を占めておりまして、昨年度より9,275万9,187円の減額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額9億7,967万2,800円で歳出全体の27.0%を占めておりまして、前年度より5,611万2,005円の増額となっております。

4 ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額36億2,695万7,574円となっております。

歳入歳出差し引き額は、4億5,108万6,925円で、同額を翌年度へ繰り越しいたしております。

次に23ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が4億5,108万6,925円で、実質収支額も同額となっております。

続きまして、令和5年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳入の主な項目について説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億9,944万4,000円で、前年度より5,654万5,600円の増額となっており、歳入全体の69.9%を占めております。

6 款諸収入は、収入済額904万485円で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料の減収などにより、前年度より101万6,150円の減額となっております。

歳入合計として、収入済額4億2,813万2,157円の決算額となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳出の主な項目について説明いたします。

2 ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額4億1,657万4,142円で歳出全体の

97.6%を占めております。

3 款保健事業費は、支出済額907万2,160円で、前年度より105万1,435円の減額となっております。

歳出合計が、支出済額4億2,690万8,265円で、歳入歳出差し引き額は122万3,892円の決算となり、同額を翌年度に繰越いたしております。

次に、10ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が122万3,892円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書などのお目通しをお願いいたします。

最後に、財産に関する調書でございます。

1 ページに土地及び建物、2 ページに山林・動産・物権・無体財産権・有価証券・物品、3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金などを記載いたしております。

以上で、各会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

令和5年度白石町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により概要を説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

令和5年度白石町下水道事業決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書にあたり、消費税込みの金額で表示しております。

(1) 収益的収入及び支出は、下水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにし、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含めたものです。

上段の収入の第1項営業収益の決算額は、下水道使用料や手数料などの収益1億1,931万3,638円となっております。

第2項営業外収益の決算額は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益5億2,953万8,411円、第3項特別利益は、過年度下水道使用料の賦課による特別利益の計上15万5,616円であり、下水道事業収益の総額は、6億4,900万7,665円となっております。

下段の支出の第1項営業費用は、管渠費、処理場費、人件費、減価償却費などの費用で、決算額は5億5,593万2,139円となっております。

第2項営業外費用は、支払利息で6,014万3,027円となっております。また、第3項の特別損失は、過年度損益修正損で8,426円となり、下水道事業費用の決算額総額は、6億1,608万3,592円となっております。

次に2ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計負担金などの収入で、決算額の総額は、4億4,101万2,218円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、6億4,674万5,218円を執行しており、また、地方公営企業法第26条の規定による3,425万4,600円の繰越を行っております。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、2億573万3,000円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,162万3,608円及び過年度損益勘定留保資金等の1億9,410万9,392円で補填いたしております。

続きまして3ページをお願いします。

下水道事業決算損益計算書は、1年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きの金額で表示しております。

I営業収益は、1億875万6,638円、II営業費用は、5億4,514万8,280円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億3,639万1,642円となっております。

III営業外収益は、5億1,784万8,370円で、IV営業外費用は、6,122万1,926円となっております。営業外収益から営業外費用を差し引いた額は4億5,662万6,444円となり、更に営業損失4億3,639万1,642円を差し引いた経常利益は、2,023万4,802円となっております。また、経常利益に特別利益14万1,800円を加え、特別損失7,660円を差し引いた当年度純利益は、2,036万8,942円となりました。

4ページをお願いします。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の前年度末残高8億5,176万9,212円に、一般会計からの出資金1億6,960万円を受け入れ、当年度末残高は、10億2,136万9,212円となりました。資本剰余金については、前年度末残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、前年度末残高8,359万1,020円に当年度純利益2,036万8,942円を加え、利益剰余金当年度末残高が1億395万9,962円となりまして、資本合計当年度末残高は、11億3,435万9,799円となりました。

また下段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

5ページから8ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和5年度末の令和6年3月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

5ページから6ページ資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、119億9,547万6,672円です。また、7ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、108億6,111万6,873円です。8ページ資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、資本合計が、11億3,435万9,799円となりまして、負債資本合計が、119億9,547万6,672円であり、資産合計と同額となります。

9ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、10ページからは、下水道事業報告書となっております。

10ページは、下水道事業の概況、11ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

12ページは、令和5年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

13ページは、令和4年度と令和5年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和5年度末の処理区域内人口は、9,067人、水洗化人口は6,888人、年間汚水処理水量65万5,796m³に対し、年間有収水量は、55万7,377m³となり、有収率は85%となっております。

14、15ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。

16ページは、重要契約の要旨について記載しております。

17ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和5年度中に償還いたしました元金は、3億7,533万3,000円で、これにより令和5年度末企業債残高は、54億9,809万48円となっております。なお、一時借入金はございません。

18ページは、他会計負担金等の用途特定について記載しています。

19、20ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

21ページから23ページには、下水道事業収益費用明細書を、消費税抜きの金額で記載しております。

24ページには固定資産明細書を、25ページから27ページは、企業債明細書を記載しております。

最後に、28ページは継続費に係る継続年度が終了したため調製した精算報告書になります。

以上で、令和5年度白石町下水道事業会計の決算概要説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村政文総務課長

議案第43号「白石町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について」御説明いたします。

まず、制定理由につきまして、この条例は、本町職員を公益的法人等へ派遣するため、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、制定するものでございます。

次に条例案の概要ですが、本条例は第1条から第8条までで成り立っており、第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条は、職員の派遣に関する規定であり、第1項では、派遣する団体との取り決めに基づき、派遣できる職員を規定し、第2項では、法第2条第1項で規定されております、派遣できない職員についての規定となっております。

また、第3項では、派遣する団体において従事する業務、勤務条件および派遣期間等のほか、派遣にあたって合意が必要なものを定めております。

第3条では、派遣職員の職務への復帰について定めております。

第4条では、派遣職員の給与について定めております。

第5条では、職務に復帰した職員の、派遣先団体での業務上または通勤による負傷、疾病等の取扱いについて定めております。

第6条では、派遣職員の復帰時の処遇について定めております。

第7条では、派遣職員の、派遣先団体での処遇及び職務に復帰した職員の処遇の状況等の報告について定めております。

第8条では、規則への委任を定めております。

施行期日については、公布の日からとしております。

なお、派遣先につきましては、本条例第2条第1項において規則で定めることとなっております。また、「一般社団法人しろいし町観光協会（仮称）」を想定しております。また、規則の制定時期につきましては、法人が設立され次第、すぐに制定することとしており、11月中を想定しております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第44号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

令和6年3月に開催いたしました白石町特別職報酬等審議会において、白石町議会議員の議員報酬額の改定に関する諮問に対し、引き上げることが適当であるとの答申を受けましたので、その答申内容を尊重し、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額を、それぞれ5%引き上げるものでございます。引き上げ率の5%の根拠としましては、平成20年に開催された当該審議会において、5%引き上げの答申を受けておりましたが、急激な経済情勢の悪化により引き上げを見送った経緯があることと、現在の社会情勢及び県内の町との均衡を考慮したものでございます。

改正の内容としましては、別表第1（第2条関係）の議長の議員報酬月額を「328,000円」から「345,000円」に、副議長の議員報酬月額を「274,000円」から「288,000円」に、常任委員長及び議会運営委員長の議員報酬月額を「263,000円」から「277,000円」に、議員の議員報酬月額を「255,000円」から「268,000円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、議会議員の次期改選日である令和7年2月6日から施行することといたしております。

今後も、白石町特別職報酬等審議会を2年に一度や大きく社会情勢の変化が生じるときなど、適切な時期に開催し、他の地方公共団体の状況や社会情勢を考慮し、適切に議員報酬に反映して参りたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第45号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

令和6年3月に開催いたしました白石町特別職報酬等審議会において、町長、副町長及び教育長の給料額の改定に関する諮問に対し、引き上げることが適当であるとの答申を受けましたので、その答申内容を尊重し、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、町長、副町長及び教育長の給料月額を、それぞれ3%引き上げるものでございます。引き上げ率の3%の根拠としましては、平成19年に開催された当該審議会において、2%引き下げの答申を受け、答申内容以上の3%の削減を行いましたが、現在の社会情勢や県内の町との均衡を考慮し、平成17年の3町合併時の給料月額とするものでございます。なお、副町長においては、平成19年と平成23年の2回で計4%の削減となっておりますが、他の町との均衡を考慮し、町長及び教育長と同様に3%の引き上げとしております。

改正の内容としましては、別表第1（第2条関係）の町長の給料月額を「776,000円」から「800,000円」に、副町長の給料月額を「630,000円」から「649,000円」に、教育長の給料月額を「538,000円」から「555,000円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、町長の次期改選日である令和7年2月6日から施行することといたしております。また、任期が違う副町長及び教育長につきましても、同日に施行することといたしております。

今後も、白石町特別職報酬等審議会を2年に一度や大きく社会情勢の変化が生じるときなど、適切な時期に開催し、他の地方公共団体の状況や社会情勢を考慮し、適切に町長等の給料に反映して参りたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○谷川友子住民課長

議案第46号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の公布に伴い、白石町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

なお、今回の条例改正の施行期日でございますが、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○木須英喜保健福祉課長

議案第47号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、放課後健全育成事業において、適正な利用者負担の観点及び健全な事業運営を進めるため負担金の額を改定したいので、白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。継続参加の場合において延長利用分を除く各区分負担金の月額を一律1,000円増額するものです。また、一時参加の場合においても延長利用分を除く各区分負担金の当該期間額を一律1,000円増額いたします。

白石町の現行負担金体系は平成17年の合併以来、改定を行っておらず、通常平日5日間の利用料は月額2,000円であります。他市町における利用料は、平均すると月額4,000円程度であり、長期休暇などにはさらに利用料は高くなります。今後も人件費の高騰等により運営費が増加することが予想されることから、負担金の改定を行います。

なお、施行期日につきましては、保護者への周知が必要なことから、令和7年4月1日より施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第48号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書4枚目の新旧対照表1/2ページをお開きください。

条例第16条関係の別表第1中にあります「ごみ収集運搬手数料金」及び「し尿汲み取り手数料金」の改正を行うものでございます。

まず、ごみ収集運搬手数料金については、物価上昇に伴う収集運搬及び処理経費の増加を踏まえ、指定ごみ袋の「もえるごみ袋（特大）」を1枚につき「45円」から「50円」に、「もえるごみ袋（大）」を「35円」から「40円」に、「もえないごみ袋」を「40円」から「68円」に、また「粗大ごみシール」を「300円」から「400円」に改定を行うものです。

次に、し尿汲み取り手数料金については、汲み取り量の減少及び物価上昇に伴う収集運搬経費の増加を踏まえ、汲み取り18リットルあたりの料金を「税込203円」から「税抜き202円（税込では222円）」に改定するとともに、少量汲み取りの場合の数量を「90リットル未満」から「270リットル未満」とし、その場合の料金を1回につき「税込1,000円」から「税抜き3,000円（税込では3,300円）」に改定するものです。

また、料金を外税表記とするため、別表に新たに備考を設け、料金に消費税及び地方消費税を加える規定を追加しております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第49号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表を御覧ください。

条例第18条関係の別表第2中にあります下水道使用料の改正を行うものでございます。

下水道の基本使用料（汚水量10立方メートルまで）「1,400円」を「1,600円」に、

汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分（超過1立方メートルにつき「200円」を「230円」に、30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの部分「220円」と1,000立方メートルを超える部分「180円」を、30立方メートルを超える部分「260円」に改正するものです。

施行期日につきましては令和7年4月1日とし、令和7年5月使用水量分から適用することとしております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第50号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表を御覧ください。

条例第19条関係の別表第2中にあります下水道使用料の改正を行うものでございます。

下水道の基本使用料（汚水量10立方メートルまで）「1,400円」を「1,600円」に、汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分（超過1立方メートルにつき「200円」を「230円」に、30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの部分「220円」と1,000立方メートルを超える部分「180円」を、30立方メートルを超える部分「260円」に改正するものです。

施行期日につきましては令和7年4月1日とし、令和7年5月使用水量分から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

議案第51号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

白石町立小学校再編計画に基づき、白石町立白石小学校、白石町立六角小学校、白石町立須古小学校及び白石町立北明小学校を再編し、白石町大字遠江119番地1に（仮称）白石町立白石地域新設小学校として設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、条例は令和12年4月1日施行とします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

議案第52号「令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約について」御説明いたします。

牛間田地区排水ポンプ設置につきましては、大雨時、浸水被害の常襲地でもある牛間田地区の浸水被害の軽減を図るため、排水ポンプ（0.3m³/s）1台及びその配管と電気設備等について、整備することとしております。

工事場所は、白石町大字深浦地内、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、消費税込みで5,379万円でございます。

契約の相手方は、株式会社ミゾタ、代表者佐賀県佐賀市伊勢町15番1号、取締役社長井田建でございます。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。去る8月7日に4社指名し、1社辞退があり、3社により指名競争入札を行いました。この入札経過表の金額は消費税を含まない金額でございます、落札額は、4,890万円でございます。

落札された株式会社ミゾタの落札率は予定価格に対しまして96.966%となっております。

なお、仮契約日は令和6年8月19日、工期は議会議決日の翌日から令和7年3月21日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第53号「訴えの提起について」御説明いたします。

町営住宅の明渡し等の請求に関し、佐賀地方裁判所武雄支部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

相手方の住所及び氏名、明渡しを求める町営住宅、家賃及び駐車場使用料、共益費の滞納額は議案書記載のとおりでございます。

請求の趣旨でございますが、相手方に対し、町営住宅の明渡し並びに賃貸契約解除後の損害賠償金及び訴訟費用の支払いを求めるものであり、損害賠償請求額は、令和6年6月25日から令和6年6月30日までが18,480円、令和6年7月1日から明渡しの完了する日までが1箇所あたり92,400円となっております。

請求の原因でございますが、町営住宅の入居者が町営住宅又は共同施設を故意にき損したため、白石町営住宅条例第40条第1項第3号の規定により当該入居者に対し町営住宅の明渡しを請求するものです。

また、授權事項としまして、町は、和解、本件訴訟の取下げ、上訴又はその取下げ、その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為をすることができるとしていません。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第54号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に4億1,453万円を追加し、補正後の予算総額を170億6,184万4,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表継続費の補正ですが、旧福富中学校等校舎解体工事について、期間を令和6

年度から令和7年度まで、限度額を4億1,180万円として追加しております。

6ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、臨時財政対策債については、額の確定に伴い借入限度額を増額し、また合併特例事業については、福富体育施設管理費の増額に伴い借入限度額を増額し、それぞれ限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、歳入歳出とも白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

1款町税、1項、1目個人町民税は、5,320万円を減額しております。今年度課税の当初課税の増額分と定額減税による減収分があり減額補正しております。

補正予算書の11ページをお願いします。

19款寄附金、1項、1目指定寄附金では、白石町建設組合から学校指定寄附金としていただいた20万円を計上し、歳出で白石中学校の書籍購入に充当しております。また、福富小学校指定で頂いた個人の方の寄附金100万円は、60万円を福富小学校の備品購入費に、残りを白石町教育振興基金に40万円積み立てるものです。更に、企業版ふるさと納税寄附金としていただいた2,100万円を計上し、福富体育施設管理費に150万円、新設小学校施設整備費に60万円を充当しております。

12ページをお願いします。

20款繰入金、2項、1目の財政調整積立基金繰入金で、2億8,523万円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

21款繰越金、1項、1目の前年度繰越金で、当初予算計上の1億円に加えて、5億8,081万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

14ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等、共済費の人件費を補正しておりますが、これは4月1日付け人事異動等による補正を計上しております。

15ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、令和5年度決算における歳計剰余積立金として、当初予算計上の5,000万円に加えて、2億9,100万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

16ページをお願いします。

同じ款、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金では、今後の申請件数の増加が見込まれるため、ずっと住まいる応援事業補助金1,000万円及び県外在住者が町内に移住する為の支援金を160万円の増額補正しております。また、今後更なる申請が見込める事から空き家・空地バンク物件流通促進奨励金を80万円増額しております。

28ページをお願いします。

6 款農林水産業費、3 項、3 目漁港整備事業費の委託料では、今後の事業進行のために漁港の底質土砂分析をおこなう必要があり、工事請負費を減額して200万円を委託料に増額しております。

また、40ページ以降の給与費明細書、45ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○谷川友子住民課長

それでは、住民課所管の議案第55号「令和6年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,300万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億1,700万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1 款国民健康保険税でございますが、7月末での調定額が当初予算の見込額を上回ったことにより4,696万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、4 款の国庫支出金でございます。

令和6年12月2日から健康保険証の発行が廃止されることから、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及び周知広報に係る経費として国から交付される補助金で、合わせて318万9,000円を増額補正でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

7 款繰入金でございますが、事務費等繰入金68万7,000円を増額補正でございます。これは健康保険証が廃止される12月2日以降、マイナンバーカードの未保有者やマイナ保険証の未登録者の方が引き続き保険診療を受けることができるよう、資格確認書を発行、交付するために必要な費用を増額補正でございます。

次に8 款繰越金でございますが、8,186万4,000円を増額補正でございます。

令和5年度の決算剰余金が4億5,108万6,925円となりましたが、当初予算で繰越金を3億6,922万2,000円計上しておりましたので、差し引き8,186万4,000円を増額補正するものでございます。

次に9 款諸収入でございますが、令和5年度に交付を受けました保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金）の実績に伴う精算において、追加交付金が生じたため、30万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書の9ページをお願いします。

1 款総務費でございますが、これは歳入で御説明いたしました7 款繰入金の事務費等繰入金の支出項目になり、資格確認書の交付に係る費用68万7,000円を増額補正でございます。

次に、8 款諸支出金でございますが、これは保険給付費等交付金返還金4,031万

7,000円の増額補正でございます。令和5年度に概算での交付を受けておりましたが、交付決定額より実績額が少なかったため、翌年度に返還金が生じたものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

同じく8款2項の繰出金でございますが、歳入で御説明いたしました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及び周知広報に係る経費として合わせて318万9,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

次に9款予備費でございますが、国保特別会計の収入見込み分と歳出見込み分との差額8,881万5,000円を、保険給付費等の不足分に備えるなど、今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第56号「令和6年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ122万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億8,042万2,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

5款繰越金でございますが、122万2,000円の増額補正でございます。令和5年度の決算剰余金が122万3,892円となりました。当初予算で繰越金を1,000円計上しておりましたので、差し引き122万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、8ページの歳出について御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、出納整理期間中に収納した令和5年度分の保険料等を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するため、98万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、4款諸支出金でございますが、令和5年度の決算剰余金を令和6年度に繰り越し精算するため、一般会計への繰出金として、24万円を増額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

最後に、5款予備費でございますが、今回の補正に伴います歳入歳出額の調整のため2,000円の減額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

令和6年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の特定環境保全公共下水道施設整備事業は、490万円の増額です。

第3条収益的収入及び支出については、下水道事業収益、下水道事業費用ともに

232万円の増額です。

第4条資本的収入及び資本的支出については、資本的収入、資本的支出ともに490万円の増額です。

13ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

補正予算書の13ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

1款「下水道事業収益」の2項「営業外収益」、4目「他会計補助金」、1節「他会計補助金」の232万円の増額については、資源循環施設費の補正に伴う増額です。

これにより、上段の1款「下水道事業収益」の既決予算額6億2,904万3,000円に今回の補正額232万円を増額しまして、6億3,136万3,000円となります。

14ページをお願いします。

2款「下水道事業費用」の1項「営業費用」、6目「資源循環施設費」、14節「修繕費」の20万円の増額は、ホイールローダーのマフラー修繕を行うため、18節「通信運搬費」の212万円は、下区地区水処理センターの濃縮汚泥の運搬量が増加するため運搬費を増額するものです。

これによりまして、上段の2款「下水道事業費用」の既決予定額6億3,544万7,000円に今回の補正額232万円を増額しまして、6億3,776万7,000円とするものです。

15ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

3款「資本的収入」の4項「他会計負担金」、1目「他会計負担金」、1節「他会計負担金」の490万円の増額については、特定環境保全公共下水道施設整備事業の補正に伴う増額です。

これによりまして、上段の3款「資本的収入」の既決予算額3億9,109万1,000円に490万円を増額しまして、3億9,599万1,000円とするものです。

16ページをお願いします。

4款「資本的支出」の1項「建設改良費」、1目「建設改良費」、21節「委託料」については、白石浄化センター放流渠改修に伴う測量設計業務の委託料として490万円を増額するもので、これにより、上段の4款「資本的支出」の既決予算額5億9,495万2,000円に490万円を増額しまして、5億9,985万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○稲富健朗代表監査委員

おはようございます。

私からも、台風の被害に遭われた方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。それでは、令和5年度の監査報告をいたします。

意見書の31ページを御覧ください。

令和5年度の決算審査は、7月17日から7月30日まで実施し、決算書、関係諸帳簿、証拠書類を審査いたしました。その結果、決算計数は正確に処理されていることを確認しております。

審査の結果につきましては意見書に記載しておりますので、ここでは決算審査を実施しての講評を述べることにいたします。

まず、不納欠損処理と滞納処分についてであります。

令和5年度の町税、個人、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額は101件、696万5,742円、うち個人町民税38万4,538円、法人町民税5万円、固定資産税634万8,104円、軽自動車税18万3,100円と前年比589万7,720円増加しております。また、国民健康保険税の不納欠損金につきましては、昨年より302万5,079円増加し、453万1,290円となり、いずれも増額の欠損が出ております。これは、地方税制に基づき適正な理由で不納欠損処分をされたものではありませんが、金額の多少にかかわらず納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も、地方税法に基づき適正に執行していただくよう、十分留意していただきたいと思っております。今後とも、町税に限らず、各種債権の徴収に関しましても、各課連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望いたします。

次に、事務処理状況についてであります。

例月出納検査や定期監査におきましてもその都度指摘をしているので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。また、予算流用につきましても、財務規則に基づき適正にされており、その理由についても妥当でありました。これに関しては、決算書類のほうに一覧表を添付しております。

ただし、次の点について改善することを検討していただきたいと思っております。

1番目に、補正予算により予算が増額されたにもかかわらず、不用額が多かった事業の費目も多く見受けられました。過大な予算の見積りがないよう、留意してください。

2番目に、物価高騰等の影響により、各施設の維持管理費が上昇しております。施設の維持管理費に見合うような使用料の見直しを定期的に行うよう、早急な検討が必要と考えております。

また、受益者負担の原則に基づき、減免制度についても見直しの時期が来ているものと思っております。

3番目に、農業集落排水事業供用開始から20年以上が経過し、公共下水道供用開始からも10年が経過しており、多額の修繕費が必要となっておりますが、今後も下水道施設の維持管理費の増大が見込まれます。処理施設の集約化とさらなる接続率の向上に取り組み、使用料の改定に当たっては、町民の理解を得られるよう丁寧な説明に努められるよう、要望します。

4番目に、令和7年度から税の徴収が単税徴収方式に変更されます。については、町民に混乱を招かないよう、十分な周知に努め、徴収率の低下につながらないよう対策を検討していただきたいと思っております。

5番目に、職員の労働環境の改善については、超過勤務の常態化がある部署の意識改善と振替取得の徹底、またハラスメントのない、安心して仕事ができる環境づくり

に組織を挙げて実践していただきたいと思います。

続きまして、特別会計であります。

国民健康保険特別会計は、4億5,108万6,925円の黒字決算となりました。住民健診の受診率を向上させるような手だてを検討するとともに、町民自らが自身の健康管理に留意されるよう、これからも周知徹底と関連事業の推進を望みます。

次に、下水道事業会計については、施設の老朽化に伴う大規模な修繕も想定されており、将来的な経営状況が懸念されます。接続率が伸び悩んでいる地区においては、戸別訪問など、粘り強く早期の接続をお願いするよう、努力を期待します。また、使用料の見直しについては、理解を得ながら適切な方法により見直しを検討されるよう、お願いするところでございます。

結びでございます。

自主財源に乏しい本町は交付税に大きく依存しております。地方財政計画の中で地方交付税総額が増額されたことに伴い、昨年度より地方交付税総額が1億6,629万円の増収となりましたが、僅かながら経常収支比率及び財政力指数が悪化しております。また、合併特例債は令和6年度で終了となるため、一層の行財政改革に努めながら、身の丈に合った予算編成に努めていく必要があります。

なお、漁協施設整備や学校統合などの大型事業により、借入金の増加に伴う公債費の償還の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化に伴う修繕費等の増加も見込まれることから、これからも厳しい財政運営になっていくものと認識しております。

白石町行政経営プランに記載されているとおり、着実に歳入増加策の検討、ふるさと納税事業等の安定化などを行い、時代に対応した住民サービスのデジタル化については鋭意取り組んでいただき、職員の負担軽減にもつなげてほしいと思っております。

また、近年は、住民の行政に対するニーズがますます多種多様化しており、職員の負担も大きくなっていると感じます。その時代に合わせた組織改編と専門人材の活用も検討していく必要があると考えております。

最後に、若者世代の定住化と少子化対策を合わせた人口減少対策には、鋭意取り組んでいただきたい。後継者育成や将来を見据えた事業には投資を惜しむことなく取り組んでいただき、地域活性化のための魅力的な観光施策にも期待をしております。

「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指して、持続可能なまちづくりをされるよう切望いたします。

以上で監査委員からの報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩いたします。

9時57分 休憩

10時06分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第52号「令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第52号「令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5、6、7

○片渕栄二郎議長

日程第5、報告第8号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第6、報告第9号「只江川スポーツパークに関する報告について」、日程第7、報告第10号「令和5年度白石町一般会計継続費の精算報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第8、9、10の内容説明)

○大串恭隆企画財政課長

報告第8号「令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。

真ん中に表を記載しております。区分欄の令和5年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となります。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「－」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては10.2%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%です。なお、令和4年度の実質公債費比率は10.1%でした。

将来負担比率につきましては「－」となっております。早期健全化基準は350%です。なお、令和4年度の将来負担比率も「－」となっており、令和5年度も町債等の

将来負担額に対し、基金等の充当可能財源等が上回ることによるものです。

次のページをお開きください。

公営企業会計に係る資金不足比率でございます。

真ん中の表を御覧ください。表の中程(4)資金不足額において、下水道事業会計はマイナス5億9,127万9,000円、資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下の※印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足比率は算定されないため、「－」で表示しており、黒字という事でございます。

去る8月22日に、監査委員に対し算定の内容等について審査を求めました。

いずれも特に指摘すべき事項はないという事で御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

○山口裕一総合戦略課長

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。3ページ目をお開きください。令和5年7月1日から令和6年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

月ごとの利用状況となっております。

続きまして、6ページ目をお願いします。

令和5年度の事業報告でございますが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により行動制限もなくなり、レジャー全般の需要拡大に繋がっています。近年、近隣のゴルフ場に於いて外国資本が参入したことにより「低価格競争」が続き、サービス面での競争も厳しくなる中において、当ゴルフ場においては、事業計画を基に毎月の業務実績と問題点を提示し、役員会・経営改善検討会を開催し、集客対策やコース管理等の業務について協議してまいりました。

その結果、年間来場者は13,203人となり353人の増加となりました。

17ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

一番下の損益計算書における当期純損失は11,422,685円となっております。

理由については、令和5年度管理運営収支決算書の内容にて御説明いたします。

20ページをお願いします。(A3縦)

令和5年度管理運営収支決算書(キャッシュフロー)を御説明いたします。

収入の部の表の上側に12,850人とありますが、これは前年(4年度)の利用者数でございます。その横に13,203人とありますが、令和5年度の利用者数でございます。

前年度より353人の増となっております。

収入の部が事業収入で51,921,308円、前年度の決算より1,590,533円の増、事業外収入で7,107,411円、前年度の決算より333,320円の減となっております。

収入合計で59,028,719円となり、1,257,213円の増となっております。理由としては利用者の増加によるものです。

支出の部では、支出合計59,783,792円、前年度の決算より4,211,721円の減となっております。

減額の理由は、昨年はカートのナビゲーションやコースを整備するための機械を導入しましたので、比較により支出が減額となったことが主な要因です。

収支差額①－②、収入合計から支出合計を差し引いた額は、755,073円のマイナスとなっております。

今回の定時株主総会は8月30日に行われ、令和5年度の決算及び令和6年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、今後、施設等の老朽化に係る修理等の負担増が課題となり、樂觀できない経営状況が続くと思われませんが、グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレイヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、今後も社員の経験や英知を結集し、健康増進やスポーツの振興に寄与することが期待されます。

また、平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も令和5年度は前年度比446人減の3,240人となりましたが、近年、着実に普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたいただきたいと思いますと思うところでございます。

以上、報告第9号についての説明を終わります。

○永石 敏新しい学校づくり課長

報告第10号「令和5年度白石町一般会計継続費の精算報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、令和5年度白石町一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告します。

継続費精算報告書を御覧ください。

まず、事業名、新設中学校施設整備費については、令和3年度から令和5年度までの3箇年にわたり、新白石中学校の整備に係る経費の委託料や工事請負費及び工事期間中の仮設校舎の借上げ等に対し継続費の設定をさせていただいたところです。

表中の全体計画で3箇年の年割額の合計としましては、15億2,820万円を設定しておりました。財源としましては、国費で2億3,421万1,000円、地方債、これは合併特例債で12億800万円、その他、これは振興基金及び教育振興基金で3,700万円、一般財源が4,898万9,000円で計画をしていたところであります。

続いて、表中実績の欄でございます。

実績の支出額でございますが、校舎改修工事・校舎増築工事及び特定天井軽量化改修工事の監理業務等の委託業務と仮設校舎の借上げ等、改修工事等の工事請負費の発注により12億5,332万4,000円の実績となっております。財源内訳といたしましては、国費が1億9,466万2,000円、合併特例債で10億910万円、2つの基金からは1,700万円、一般財源が3,256万2,000円となっております。

その結果、表中比較の欄でございますが、年割額と支出済額の差のところでございますが、2億7,487万6,000円の残額となっております。この残額の主な理由といたしましては、委託料や工事請負費及び借り上げ料の入札結果による残額と、資材の高騰が想定より低かったことによるものでございます。

次に、事業名、新給食センター建設事業についてです。令和4年度と令和5年度の2箇年にわたり、新給食センターの建設に係る経費の委託料や工事請負費等に対し継続費の設定をさせていただいたところです。

表中の全体計画で2箇年の年割額の合計としましては、19億2,790万円を設定しておりました。財源としましては、国費で1億3,244万2,000円、地方債、これは合併特例債で17億400万円、その他、これは振興基金で5,500万円、一般財源が3,645万8,000円で計画をしていたところであります。

続いて、表中実績の欄でございます。

実績の支出額でございますが、新給食センターの監理業務等の委託業務と建築・電気設備・機械設備工事等の工事請負費の発注により17億1,265万4,000円の実績となっております。財源内訳といたしましては、国費が1億4,433万2,000円、合併特例債で14億7,750万円、振興基金からは5,500万円、一般財源が3,582万2,000円となっております。

その結果、表中比較の欄でございますが、年割額と支出済額の差のところでございますが、2億1,524万6,000円の残額となっております。この残額の主な理由といたしましては、委託料及び工事請負費の入札結果による残額と、資材の高騰が想定より低かったことによるものでございます。

以上、令和5年度白石町一般会計継続費の精算について報告します。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時08分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月6日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 正 博

署 名 議 員 岸 川 信 義

事 務 局 長 中 原 賢 一